

「メガソーラー発電所建設事業」発電事業者公募要領

1 事業の目的

燕市は、再生可能エネルギー特別措置法の成立に合わせ、遊休土地を活用したメガソーラー発電所の建設及び運営を行う事業者を公募します。これにより、再生可能エネルギーの利用拡大を推進し、電力需給に貢献するとともに、災害時における電力の安定供給や市民の環境意識の高揚を図ります。

2 公募概要

(1) 公募内容

自ら事業主体となり、メガソーラー発電所の建設及び運営を行う事業企画案

(2) メガソーラー発電所の概要

ア 規模

1メガワット程度

イ 建設場所

吉田南最終処分場跡地（燕市上河原 396 番地 1 他）

【敷地面積：40,301 m²】

ウ 完成及び稼働時期

平成 24 年 8 月予定

エ 事業目的

電力会社への売電を基本とする。

(3) 提示条件

ア 建設場所は無償貸付（10 年更新）を予定しているが、燕市は事業期間中の建設場所の使用に関する一切の責任を負わないものとする。

イ 事業期間中における維持管理に要する費用は、発電事業者が負担するものとする。

ウ 市補助金の交付、市税の減免などの優遇措置はない。

エ 工場立地法に基づく緑地面積割合は 25%以上、生産施設面積割合は 75%以下とすること。

オ 関係法令を遵守したものであること。

カ 太陽光発電の普及啓発機能を有すること。また、発電量実績を市に報告すること。

キ 建設時においては、燕市内の事業者の活用に努めること。

ク メガソーラー発電所の運営にあたり、市民の雇用に努めること。

3 スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 平成 24 年 2 月 1 日（水） |
| (2) 参加申込書提出期限 | 平成 24 年 2 月 29 日（水） |
| (3) 企画提案書提出期限 | 平成 24 年 3 月 13 日（火） |

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (4) プロポーザルの実施 | 平成 24 年 3 月 19 日 (月) 予定 |
| (5) 選定結果の公表 | 平成 24 年 3 月下旬予定 |
| (6) 土地の貸付 | 平成 24 年 4 月 1 日～ |

4 応募資格

(1) 応募者は、次のア～ウの要件すべてを満たす企業とする。

ア 燕市において、メガソーラー発電所の建設及び運営を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。

イ 日本国内に本社を有すること。

ウ 再生可能エネルギー特別措置法の下で、電力会社に売電する目的で、メガソーラー発電所建設事業を行う者であること。

(2) その他、次のア～オのいずれにも該当しない企業

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 次の申立てがなされている者

(ア) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立て

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立て

(ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て

ウ 燕市における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けている者

エ 燕市税の滞納者

オ 次に該当する者

(ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 88 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる者

5 質疑応答の方法

本公募要領に関する質疑を次のとおり受け付け、燕市ホームページにおいて回答します。
なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けません。

- (1) 提出様式 公募要領等に関する質問書（様式 1）
- (2) 提出期限 平成 24 年 2 月 15 日（水）午後 5 時（必着）
- (3) 提出方法 郵送、FAX 及び電子メールにより提出してください。
- (4) 提出先 〒959-1295 燕市白山町二丁目 7 番 27 号
燕市役所市民生活部生活環境課環境政策係
電話：0256-63-4131 FAX：0256-63-4219
E-mail：kankyo@city.tsubame.niigata.jp
- (5) 回答日 平成 24 年 2 月 17 日（金）

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望される場合は、次のとおり参加申込書を提出してください。

- (1) 提出様式 参加申込書（様式 2）
- (2) 提出期限 平成 24 年 2 月 29 日（水）午後 5 時（必着）
- (3) 提出方法 郵送、FAX 及び電子メールにより提出してください。
- (4) 提出先 〒959-1295 燕市白山町二丁目 7 番 27 号
燕市役所市民生活部生活環境課環境政策係
電話：0256-63-4131 FAX：0256-63-4219
E-mail：kankyo@city.tsubame.niigata.jp

7 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 企画提案書（様式 3）を 6 部提出してください。
- (2) 提出期限 平成 24 年 3 月 13 日（火）午後 5 時（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出してください。

※ 持参される場合は、業務時間内（午前 9 時～正午、午後 1 時から午後 5 時）にお
越してください。

- (4) 提出先 〒959-1295 燕市白山町二丁目 7 番 27 号
燕市役所市民生活部生活環境課環境政策係
電話：0256-63-4131 FAX：0256-63-4219
E-mail：kankyo@city.tsubame.niigata.jp

8 審査方法等

- (1) 審査方法 プレゼンテーション方式により行います。
- (2) 期日 平成 24 年 3 月 19 日（月）予定
- (3) 会場等 時間・会場等は、参加申込書を提出した者に対して別途通知します。
- (4) 審査基準 次の観点に基づき、評価を実施します。
 - ア 事業の実現性
 - イ 事業の継続性及び安定性

- ウ 建設の工法及び安全性
- エ 市経済への波及効果及び市内産業との連携
- オ コンセプト及び特性

(5) 審査委員 有識者、市担当等の5名程度を予定

9 発電事業者の選定及び審査結果の通知

(1) 市は、審査委員の意見を踏まえ、最上位者を発電事業者としての交渉相手とします。ただし、当該応募者に事故等があり、協定締結が不可能となった場合は、次点の応募者を特定し交渉相手とします。

なお、建設場所に係る賃借契約は、別途実施します。

(2) 結果は、企画提案書を提出した者に書面で通知します。

なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

10 その他

(1) 応募者は、複数の提案を行うことはできません。

(2) 参加申込書及び企画提案書の作成、提出等に要する費用は、応募者の負担とします。

(3) 提出された書類等は返却しません。

(4) 本公募に電力会社は関与していません。系統連携について、電力会社への申し込みは発電事業者が行うものとします。その際、別途料金が発生する場合があります。

(5) 吉田南最終処分場跡地の現地確認等が必要な際は、平成24年2月8日(水)午後5時までにお問い合わせください。ただし、積雪により現地確認が難しい場合があります。

11 問い合わせ先

燕市市民生活部生活環境課環境政策係

電話：0256-63-4131 FAX：0256-63-4219

E-mail：kankyo@city.tsubame.niigata.jp